

(続紙 1)

京都大学	博士 (地域研究)	氏名	川村 藍
論文題目	中東・湾岸諸国におけるイスラーム金融と民事紛争処理制度 —ドバイ・アプローチの解析と評価—		
<p>(論文内容の要旨)</p> <p>本論文は、中東・湾岸地域を対象として、イスラーム金融の中で生じる民事紛争とそれに対する民事紛争処理制度をとりあげ、そこにどのような制度的な特徴があり、また具体的な民事紛争がどのように解決されているのかについて、理論的な考察と実証的な事例研究をおこなうものである。</p> <p>本論文は、5章から成り、序論と結論が付されている。</p> <p>第1章では、近年におけるイスラーム金融の発展・拡大を概観するとともに、イスラーム金融をめぐる法的側面の現状がどのような歴史的経緯を経たものであるか、またイスラーム金融の規制監督制度が湾岸諸国、特にアラブ首長国連邦でどのような実態を持っているかを検討している。特に、近代以前から続くイスラーム法と、西洋から移植した近代的な金融制度およびそれに関わる法という「法制度の二元性」がイスラーム金融の勃興とともに、いっそう切実な問題となってきたことを明らかにしている。</p> <p>第2章では、本論文の主要な対象国であるアラブ首長国連邦について、金融制度の沿革、イスラーム金融に関する法制度の整備、イスラーム金融をめぐる生じる民事紛争の実態などについて、概観している。</p> <p>第3章では、イスラーム金融という新しい金融の分野における民事紛争がどのような特徴を有しており、また、それを処理するための民事紛争処理制度がどのように運用されているかを、通常の裁判制度およびADR (裁判外紛争処理制度) を中心に検討を加え、そこに内在している制度的な不整合性を指摘している。</p> <p>第4章では、本論文執筆者が「ドバイ・アプローチ」と名づける一群の民事紛争解決手段について詳しく検討している。このアプローチが生まれた歴史的経過として、ドバイでの不動産バブルがはじけて2009年に生じた「ドバイ・ショック」と呼ばれる金融危機の経緯を丁寧に再構成した上で、それに対して迅速な処理を必要としたドバイ首長国が、通常の裁判制度でもなくADR制度でもない、第3の紛争解決手段を講ずるに至ったプロセスを分析し、その特徴を明らかにしている。</p> <p>第5章では、以上で描かれたドバイ・アプローチの実態を前提に、その基本的な構造を分析し、民事紛争処理システムとしてこれがどのような意義を持つのかを評価し、また、これが今後のイスラーム金融における民事紛争処理制度の構築に向けて貢献しうる可能性を論じている。さらに、一群のアドホックな紛争解決手段であったものを、本論文執筆者が自ら「ドバイ・アプローチ」と命名して、一体的な特質をもつものと措定したことが学術的にどのような意義を持ちうるかについても自ら論究している。</p> <p>結論では、論文全体をまとめ、これまでのイスラーム金融が「法制度の二元性」に起因する困難を有していたこと、さらに民事紛争をめぐるはその問題が紛争の円滑な処理を妨げてきたこと、しかるに、ドバイ・ショックを契機とする形で新しい対応策として「ドバイ・アプローチ」が生まれ、それがイスラーム金融と民事紛争処理についてきわめて大きな意義を持ったと総括されている。</p>			

(論文審査の結果の要旨)

本論文は、イスラーム金融の発展が近年めざましい湾岸地域を対象地域として取り上げ、特にアラブ首長国連邦に焦点を当てて、イスラーム金融の中での民事紛争および民事紛争処理制度を考察している。特に事例として重視されているのは、ドバイで起きた金融危機である「ドバイ・ショック」とそれに対応して展開された一連の紛争解決手段である。

イスラーム金融は、聖典で禁じられている「リバー（利子）」をとらないことを主眼として、イスラーム的かつ近代的な金融制度を創出することをめざして展開されてきた。本論文が事例としているドバイでは、1975年に世界最初の商業的なイスラーム銀行であるドバイ・イスラーム銀行が設立されて、イスラーム金融の嚆矢となった。イスラーム金融は時に「無利子金融」と呼ばれるが、1970～80年代には「無利子」と「金融」は両立しえないという批判がしばしばなされた。イスラーム的な契約方式では、あらかじめ定率の利子を定めずに利益分配をおこなうことが許されているため、それを活用した金融商品が数多く開発され、1990年代以降、イスラーム金融はイスラーム圏の国内および国際的な金融市場において着実な地歩を築いてきた。

金融が発展すれば、それに相応して、契約不履行などの民事紛争が生じることは自然の成り行きである。イスラーム金融もその発展に対応して、次第に民事紛争が各地で見られるようになってきた。しかし、この分野の研究はほとんど未開拓であり、本論文の第一の価値も、イスラーム金融における民事紛争とその処理制度という新しい領域を先駆的に拓いた点にある。

本論文の学術的な貢献は、主として次の3点にまとめることができる。

第1は、「法制度の二元性」という概念の提案と、その二元性に起因するイスラーム金融の民事紛争に関する制度的な不備の指摘である。

金融を含めて経済に関するイスラーム法の規定は、近代の中東諸国では西洋的な民法や銀行法と置きかえられ、ほとんど実効性を持たなくなった。その一方で、家族法などはおおむねイスラーム法の支配下のままにあり、出自の異なる2つの法体系が共存する状態が続いてきた。これを本論文執筆者は「法制度の二元性」と名づけている。二元性が存在しても、適用される法体系とその領域が分離されている限りはそれほど大きな矛盾は生じない。ところが、イスラーム金融という2つの体系を合わせるような領域が生じたため、この二元性は法制度の不整合と不備という結果を生むに至った。

端的に言えば、イスラーム銀行を設立するための法律は、従来の銀行法とは別のものとして、イスラーム法に基づいてリバー（利子）などを含まない金融商品を対象とするものとなっている。ところが、民事紛争が生じた場合には、これに対応する法律がないため、従来の銀行法などと同じ扱いになってしまい、適切な紛争処理ができないのである。これは大きな構造的な問題点である。この分析と指摘は非常に重要な意義を持つと高く評価できる。

第2は、具体的な事例研究において、ドバイの裁判制度とADR（裁判外紛争処理制度）を詳しく調査し、さらに第3の道についても、臨地研究（フィールドワーク）に基づく考究をおこなった点である。湾岸諸国は、アラブ諸国の中でも臨地研究のむずかしい地域として知られており、さらに民事紛争では当事者たちが情報が外部に知られることに極度に神経質であるため、このような主題に関する調査・研究は容易ではない。その障壁を優れた臨地研究によって乗り越えることができたため、有意な成果を得ることができたと言えよう。

第3は、「ドバイ・ショック」と呼ばれる金融危機に際して、ドバイ首長国が採用し

た一連のアドホックな紛争解決手法をたんねんに調査する中で、これらを一群のものとして「ドバイ・アプローチ」と名づけたことが非常に独創的であり、高く評価することができる。「ドバイ・アプローチ」という命名は、英国中央銀行が1990年代初めまでに確立したインフォーマルな債務処理の方法である「ロンドン・アプローチ」に倣ったものであり、明確な制度化というよりも危機管理のための手法の組み合わせである点が共通している。ドバイ・アプローチの特徴は、通常の裁判制度とADR制度の両者の間に位置づけられる特別司法委員会などを新たに作った点にある。これは裁判制度とADR制度の長所を合わせ持つと同時に、紛争処理に迅速性を発揮するものとなった。

「ドバイ・アプローチ」が世界的なイスラーム金融の民事紛争処理についてどのような影響力を持つかは今後の課題となるが、それを検証するためにも、一見するときわめてアドホックで共通の特色を持っているとは思われない一群の対応を「ドバイ・アプローチ」という形でとりまとめ、今後のベンチマークとなりうるように明晰に整理したことの功績は、学術的に非常に大きいと言えるであろう。

本論文は、以上のように中東地域研究、湾岸地域研究に大きな貢献をなすのみならず、国際的なイスラーム金融の研究、イスラーム法と関わりを持つ地域での民事紛争の研究などにとっても貴重な貢献をなすものと考えられる。

よって、本論文は博士（地域研究）の学位論文として価値あるものと認める。また、平成26年1月16日、論文内容とそれに関連した事項について試問を行った結果、合格と認めた。

なお、本論文は、京都大学学位規程第14条第2項に該当するものと判断し、公表に際しては、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものとすることを認める。